

子どもたちの社会的自立に向けて  
私たちができること

# 不登校児童生徒支援ガイド

I

不登校  
とは

2P

II

どうしたら  
良いの？

3-6P

III

学校が  
できること

7-12P

富良野市教育委員会



Furano City  
Board of Education

# I. 不登校とは

## 1 不登校とは

不登校は、「連続又は断続して年間30日以上欠席し、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況であるもの（病気や経済的な理由によるものを除く）」と定義されています。  
「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）

令和2年度、富良野市立学校に通う子どものうち、不登校の小学生は5人、中学生は20人でした。小学生は約200人に1人（0.51%）、中学生は約25人に1人（4.03%）の割合です。

北海道内の小・中学校における不登校の子どもは、約8,800人でした。この5年間だけでも、およそ1.9倍となり、毎年増加しています。

北海道内でも年々増えているんだね。不登校になっていないけど同じような境遇の子はもっといそうだね。



## 2 不登校の理解の基本

不登校の子どもは、心の中で自分を否定したり、保護者や友達など、他の人の目を気にすることによる不安や苦しさなどを感じたりしていることもあります。

文部科学省が行った追跡調査によると、不登校を経験した子どもたちの約60%が「学校へ行きたかったが、行けなかった。」と、答えています。

「不登校に関する実態調査 ～平成18年度不登校生徒に関する追跡調査報告書～」（平成26年7月）

不登校は、

- ▼人間関係が崩れたり、勉強がわからなくなったりするなど、様々な要因・背景の結果として起きた状態です。
- ▼「問題行動」ではありません。
- ▼取り巻く環境によって、どの子にも起こり得ます。

「小・中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編」（平成29年7月）

## Ⅱ. どうしたら良いの？

### 1 不登校の子どもへの支援の視点

子どもの立場になって、子どもを支える大人たちが、不登校の子どもたちに「寄り添うこと」「共感すること」「思いや考えを受け入れること」が重要です。

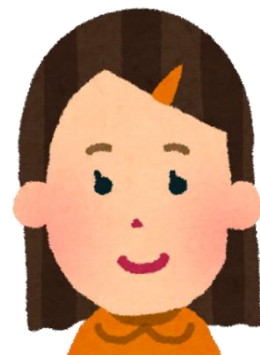
不登校の理解は、子どもの気持ちに寄り添うことから始まります。そして、子どもへの支援は、その気持ちを受け入れることが第一歩となります。

大人たちが支援の視点を理解して、一緒に考えることが大事だね。

寄り添うこと

共感すること

思いや考えを受け入れること



### 子どもの気持ちを受け入れることが第一歩！

- ▼子どもが学校を休んでいる時期は、子どもにとっての心身の休養であったり、自分を見つめ直すなどの積極的な意味をもったりすることがあります。
- ▼学校を休む時期が長くなることで、学習の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクにつながる可能性があります。周りの大人が、丁寧に接することが必要です。
- ▼不登校の子どもにとっての目標は、「学校に登校すること」だけではありません。自分の進路を主体的に捉えて、社会的自立を目指すことが重要です。
- ▼保健室や相談室で過ごしたり、家でICTを活用して、オンラインなどで学習を進めたりすることも社会的自立に向かう方法の一つです。

# Ⅱ. どうしたら良いの？

## 2 特性や性格、症状に応じた支援

一人ひとり違うんだね。  
それぞれの特性を知ることが大事だね。

不登校に至る様々な要因の中には、特性や性格、症状に応じたものもあり、より具体的な支援が求められます。それぞれの特性を理解し適切に対応することが大切です。以下の例は、つまずきのある子どもたちだけではなく、すべての子どもたちに適切に対応していくことにもつながります。



### ▼起立性調節障がい

自律神経の働きの不調のため、起立時に身体や脳への血流が低下する病気で、以下のような症状が起こります。

【身体症状】 立ちくらみ、朝起き不良、頭痛、腹痛等

【その他の症状】 無気力、慢性疲労、思考力低下等

医師と相談し早期に把握することで、適切な対応や治療を施すことができ、症状が軽減したり、回復したりすることが期待されます。

- ストレスをためさせないように工夫する（教職員の声掛けの質）
- 自信を無くしている子どもたちに温かく関わる
- 保護者の不安感について『聴く』『伝える』『共に支える』

### ▼ASD(自閉スペクトラム症)

環境を調整し、情緒の安定を図りましょう。

- 見通しがもてるようにする
- ルールや指示は短い言葉で明確に伝える
- 肯定的に接する

### ▼HSC(ひといちばい敏感な子ども)

他の子どもよりも、たくさんのかたを徹底的に受け止めるので、心を揺さぶられることがあると強い感情が生じます。自己肯定感を育むことが大切です。

- 気持ちを言葉にして返す
- ネガティブな感情を吐き出させる
- スモールステップを設定する
- 心の安全基地をつくっておく
- その子のペースを尊重する

### ▼LD(学習障がい)

何が得意かを把握し、できるようになるために、児童生徒にあった手立てを工夫しましょう。

### ▼ADHD(注意欠陥／多動性障がい)

冷静に根気よく、一貫性のある対応をしましょう。

- 良いところを見つけてたくさん褒める
- 具体的な目標や行動を提示するなど、行動の見通しがもてるように工夫する

## Ⅱ. どうしたら良いの？

### 3 支援機関に相談

不登校の理由を子どもに聞くと、「なぜか分からないけれど行けない」、「理由は思いつくが、その問題が解決しても行けない。」といった答えが返ってくる場合があります。不登校は、様々な理由が複雑にからみ合っていることが多く、特定できない場合もあります。

大切なことは、保護者が焦らず、本人に寄り添い、必要な支援を考えていくことです。まずは、一人で悩まず、学校や支援機関に相談してみましょう。

また、その子どもに合った支援がなされていても、何かが変わるまでには、時間が掛かることもあります。本人の不安の軽減を第一に考えましょう。

学校やスクールカウンセラーなど、まずは相談しやすいところに相談してみましょう。



#### 不登校を経験した人の声

文部科学省が、不登校経験のある生徒に行った追跡調査によると、不登校であったことを振り返り、32.6%の人が「行かないことに意味があった」と答えています。

また、「休んだおかげで今の自分がある」、「出会いがあった」、「成長した、視野が広がった」という意見もあり、不登校の経験を肯定的に捉えている経験者が多くいることが分かります。

「不登校に関する実態調査」～平成18年度不登校生徒に関する追跡調査報告書より抜粋

### 近くの相談窓口

名称	方法	対応日時	電話・メール
●適応指導教室 「まいくらす」 学校教育課	電話 来所	平日9:30～ (※18:00)	0167-39-2333 (直通電話) 0167-39-2320 (学校教育課)
●スクールカウンセラー ●子どもと親の相談員 学校教育課	電話 来所	・在籍校に申請 ・日時は相談	0167-39-2320 (学校教育課)
●家庭児童相談室 こども未来課	電話 来所	平日8:30～17:15	0167-39-2223 (こども未来課)
●児童発達支援センター こども未来課	電話 来所	平日8:30～17:15	0167-39-2223 (こども未来課)
●旭川児童相談所	電話 来所	平日8:30～17:15	0166-23-8195

## Ⅱ. どうしたら良いの？

### 北海道の相談窓口

名称	方法	対応日時	電話・メール
●子ども相談支援センター 北海道教育委員会（文部科学省）	電話 メール	<b>24時間対応</b>	0120-3882-56 (0120-0-78310) <a href="mailto:doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp">doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp</a>
●子どもの人権110番 法務省	電話	平日8:30～17:15	0120-007-110
●チャイルドライン 支援センター	電話	毎日16:00～21:00 (12/29～1/3除く)	0120-99-7777
●少年サポートセンター 北海道警察	電話	平日8:45～17:30	0120-677-110
●こころの電話相談 北海道立精神保健福祉センター	電話	平日 9:00～21:00 土日祝10:00～16:00	0570-064-556
●北海道いのちの電話 社会福祉法人北海道いのちの電話	電話	<b>24時間対応</b>	011-231-4343
●児童相談所虐待 対応ダイヤル 北海道保健福祉部（厚生労働省）	電話	<b>24時間対応</b>	1 8 9
●性暴力被害者 支援センター北海道 北海道、札幌市	電話 メール	平日10:00～20:00 (土日祝、12/29～1/3除く)	050-3786-0799 または#8891 <a href="mailto:sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp">sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp</a>



# Ⅲ. 学校ができること

## 1 教職員のみなさまへ

あらためて確認！ 3つの  
不登校支援

多様な要因・背景が複雑に関連して起こる不登校は、教職員がどんなに努力していても生じることがあります。子どもの社会的自立を目指し、全ての教職員が組織的に対応することが重要です。

以下を参考に、一人一人に応じた支援や、子どもの努力を認める前向きな評価を行っていきましょう。



### ① 富良野市「児童生徒理解・支援シート」

児童生徒理解・支援シートとは、不登校児童生徒一人一人の状況を的確に把握し、当該児童生徒の置かれた状況を関係機関で情報共有し、組織的・計画的に支援を行うことを目的として、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を中心に学校が組織的に作成するものです。

児童生徒理解・支援シートを活用することで、不登校児童生徒の支援に必要な情報を集約し、それに基づく支援計画を学校内や関係機関で共通理解し、さらに、そのシートを校種間で適切に引き継ぐことによって多角的な視野に立った指導体制が構築できるようになります。こうすることで児童生徒やその保護者にとっても、「担当者が変わるたびに同じことを説明しなければならない」といった問題を減少させることが期待できます。

【 普 段 】 気になった児童生徒の情報を記録・保管

【連続欠席等3日目～】 校内で情報共有、対応の検討、シート作成準備 ※遅刻・早退も加味

【連続欠席等5日目～】 シート作成～記入、対応の検討

【 シート作成後～ 】 支援の実施、評価・見直し

【 ～進級・進学 】 引継ぎ

### ② 子どもの学習状況の把握と評価

適応指導教室（まいくらす）やフリースクール等、学校外の施設で指導を受けている場合、学校は、子どもの学習状況等を把握することが重要です。

施設の学習が適切であると判断された場合、学校は、その評価を通知表などで子どもや保護者、その施設に積極的に伝えましょう。子どもの学習意欲に応え、自立を支援する上で大きな意義があります。

### ③ 学校外の公的機関や民間施設を利用している場合の出席の取扱い

一定の要件を満たす場合、校長の判断の下、学校外の施設で相談・指導を受けた日数を指導要録上の出席扱いにすることができます。

● 相談・指導が、子どもの社会的な自立を目指すものであること

● 子どもが自ら登校を希望した際、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していること

● 保護者と学校との間に十分な連携ができていること

● 公的機関での指導が難しい場合、本人や保護者が希望する民間施設での相談・指導が適切な内容であると判断される場合は、考慮されてよいこと

● その施設に通所または入所して、相談・指導を受ける場合を前提とすること

「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（別記1）（元文科初第698号）

# Ⅲ. 学校ができること

## 2 魅力ある学校づくり

不登校という事象に対して学校がまず取り組むべきことは、全ての児童生徒が学校に来ることを楽しいと感じ、学校を休みたくなわないと思わせるような、日々の学校生活の充実です。学校生活のあらゆる場面で、児童生徒一人一人に活躍の場や役割を用意したり、「分かる授業」を工夫したりするなど、全ての児童生徒が存在感を得られる「居場所づくり」や、豊かな「人間関係づくり」を後押しする「絆づくり」が鍵となります。

不登校の未然防止

魅力ある学校づくり

### ▼教師への信頼感

【信頼を築ける教師の姿勢】

- 受容的に接するとともに、規範・規律に反する言動に対して毅然とした指導
- 児童生徒の気持ちや本音を上手に引き出し共感的な対応
- 児童生徒一人一人の活躍の場づくり

### ▼学ぶ意欲の向上と基礎基本の定着

- 自己存在感・自己決定の場・共感的人間関係を実感できる授業  
(生徒指導の三機能)
- 分かる授業、楽しい授業を通して、学ぶ意欲の向上と基礎基本の定着  
(授業改善)
- 発達段階に応じたきめ細かい個別支援等の配慮  
(特別支援教育の視点)

### ▼心の居場所・絆づくりの場

- 学級や学校を、児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所にしていくこと＝居場所づくり  
例) 教師が児童生徒のためにすすめる学級活動・係活動・委員会
- 児童生徒が主体的に取り組む共同的な活動を通して、児童生徒自らが「絆」を感じ取り、紡いでいくこと＝絆づくり  
「絆づくり」をすすめるのは児童生徒自身であり、教職員は場や機会を提供する

### ▼安心して通える学校の実現

- いじめや暴力行為等の人権侵害を許さない学校組織
- 担任のみならず、他の教職員、相談員、スクールカウンセラー等で構成される子どもが安心して相談できる教職員組織  
(情報共有・組織的対応と連携)



# Ⅲ. 学校ができること

## 3 早期発見・初期対応

### ▼初期段階（欠席3日目まで）の「関わり」が重要

不登校の兆候を見逃さないためには、「子どもはめったに休まない」という意識をもって対応に当たることが大切です。休み始めに対し、迅速かつ温かい対応を行うことで不登校の防止につながります。病欠欠席の中にも、不登校の兆候が隠れていることがあります。

不登校の経験のある子どもは再び不登校となる可能性が高いため、子どもの過去の欠席状況（日数や背景）を把握しましょう。「児童生徒理解・支援シート」があると、ケース会議の準備に役立ちます。

連続3日の欠席や月3日の欠席となったら、管理職とも連携して、学校として組織的な対応をスタートさせましょう。また、欠席の要因にいじめがないかについても丁寧に確認しましょう。

病気で1日休んだだけでも不安になるよね。



### 初期対応のポイント「組織として徹底する」

#### 欠席1日目

##### ▼確実に保護者と連絡を取り合しましょう。

- 病欠の場合、病状と医療機関の受診状況を把握しましょう。
- 何らかの「SOSサイン」であることを疑い、本人を気遣う声掛けを大切にしましょう。

#### 連続欠席2日目

##### ▼欠席の理由を再確認するとともに、家庭での様子を確認しましょう。

- 登校しやすいよう、学習面や友人関係などについて配慮しましょう。
- 安心して休み、また登校できるように電話などで声をかけましょう。
- 気になる児童生徒には、家庭訪問も大切ですが、強引な訪問は逆効果になることがあります。

#### 連続欠席3日目

##### ▼校内ケース会議を立ち上げ、組織的に対応しましょう。

- 学習、友人関係、クラブ（部）活動、家庭環境、過去の欠席状況など多面的・多角的に本人を取り巻く環境を見立て（アセスメント）、見立てに基づいた支援方針を立てましょう。
- 家庭訪問などを行い、子どもと保護者の気持ち（不安や悩みなど）を聴きましょう。また、「心配しているよ」「待っているよ」などの気持ちを伝え安心して再登校できるよう支援をするときです。
- 他の子どもに配布物をもって行かせたり、手紙を書かせることは安易にしないようにしましょう。

### 児童生徒理解・支援シート作成開始

「組織的に対応」だれが、いつまでに、なにを、どのようにし、どこにつなぐかをチームで検討しましょう。

# Ⅲ. 学校ができること

## 4 学校の支援プロセス

### STAGE 1. 不登校の兆候を見逃さない

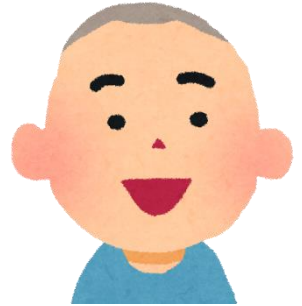
#### 【兆候】

- 理由がよく分からない欠席や遅刻が増えている。
- 登校をためらっている。
- 教室に入りたがらない。
- 保健室へ行く回数が増えている。
- 悩みを抱えている様子が見られる。 など

#### 【対応】

- 担任等による子どもたちへの声掛けや相談
- 保護者への連絡・状況の聞き取り など

子どもの安心できる居場所ってどんなところだろう。



### STAGE 2. 子ども・保護者との相談や情報共有

- 作成した「児童生徒理解・支援シート」を活用し状況を把握します。

### STAGE 3. 校内ケース会議で支援方策を検討・進捗状況の確認

- 校内ケース会議などで、子どもの状況を共有します。
- ※校内ケース会議 構成メンバー例  
管理職、担任、学年主任、養護教諭、不登校担当教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等
- 方針を決定し、支援を開始します。
- 一定の期間後、再度会議を開き、本人の状況確認や支援内容の修正を行います。
- 教職員が「児童生徒理解・支援シート」に情報を書き込みます。

### STAGE 4. 保健室・相談室などで過ごす子どもへの支援

- 不安を抱える子どもたちの学ぶ機会を確保するためには、場所などを工夫し、学校の中に、不登校の子どもの居場所をつくるのが重要です。
- 教職員が情報を共有し、子どもの今の状況を認め続け、温かな雰囲気迎え入れられるようにしましょう。
  - 担任を中心とした教職員は、子どもとの関係が途切れないよう、意識的に様子を確認し、子どもの努力を認めましょう。
  - 保健室や相談室、学校図書館などを活用しながら、徐々に学校生活へ慣れていけるよう、子どもの今の様子を見ながら、工夫して指導しましょう。

#### 【取組事例】校内での居場所づくり

登校はできても、教室に入ることができない子どもたちの支援のため、校内に不登校の子どもが学ぶことのできる環境をつくり、支援員を配置するなど取組を進めています。子どもたちの状況に応じ、スクールカウンセラーと連携して支援をしたり、授業の合間に担任が来室して学習支援等を行ったりして、居場所づくりに努めています。行けば必ず大人がいるという安心感があり、不登校の子どもへの支援につながっています。

# Ⅲ. 学校ができること

## 5 適応指導教室（まいくらす）

適応指導教室（まいくらす）は、不登校の子どもたちの社会的自立に向けた力を高めていくために、平成15年10月より富良野市教育委員会が設置しています。学習内容の補充だけではなく、体験活動やレクリエーション、心理職によるカウンセリングなど、様々な支援を行っています。

学校に行くことは難しくても、学習や活動の意欲はあるなど、その子どもにとって学校外の施設等で学んだり、支援を受けたりすることができる場合などには、学校や教育委員会に相談してみましょう。

【体験活動例】  
サイクリング  
パン作り  
スケッチ  
箱庭づくり



### （１）教室の目的や活動内容

適応指導教室は、体調不良などで学校を休みがちになったり、登校できずに家庭で過ごしたりしている児童生徒の皆さんのために、家庭や学校と協力し、悩みや思いを受け止めて**学校への復帰や社会的な自立**に向けて歩み出せるよう支援するところです。

適応指導教室では、自分でやりたいことやできることを自分のペースで活動することを基本に、悩み相談・学習活動や多様な体験活動等を通して「自分づくり」や「友だちづくり」ができるよう元気の出るお手伝いをします。

適応指導教室は、必要に応じ「教育相談」や「教育協議」の機会を持つなど、家庭・学校・関係機関との連携を大切にしたい支援に努めます。

### （２）開設場所・活動日・活動時間

開設場所は市立富良野図書館の3階です。また、通室児童生徒の実情を考慮し、自宅近くでの出張開設も可能です。

活動日は、土・日曜日、祝祭日、長期休業日、在籍校の休日等を除く月曜日から金曜日までです。活動時間は、9：30～12：00、13：00～15：00を基本に、18：00までの時間帯で、通室児童生徒の実情を考慮した時間を設定し活動します。予約制の個別指導で対応しています。

### （３）入室の手続き・出席の取扱い

入室は、面接・相談・教室見学・体験入室等を経て、保護者や児童生徒の意向に基づき、在籍校長の同意と教育長の承認により許可されます。

入室が許可された場合は、**在籍校への在籍はそのまま、通室した日は在籍校への出席とみなされます。**

### （４）その他

通室費は無料ですが、通室に関わる交通費や製作活動の材料費・見学活動等の費用は保護者負担となります。

適応指導教室の活動による負傷等の治療費は、「日本スポーツ振興センター（保険）」によって保障されます。保険料は、在籍校へ支払います。尚、治療費請求等の手続きは保険の規定に基づいて行います。

# Ⅲ. 学校ができること



## 6 ICT等を活用した支援

不登校の子どもたちの中には、家から出ることができず、十分な支援を受けられなかったり、不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになっていたりする場合があります。

このような子どもたちを支援するため、一定の要件を満たした上で、自宅において、学校や教育委員会、学校外の公的機関（適応指導教室（まいくらす）等）が提供するICT等を活用した学習活動を行った場合、在籍校の校長が指導要録上の出席扱いとすることや、その成果を評価に反映することができます。

令和2年度からGIGAスクール構想によるICT端末の活用が各学校で始まり、オンライン学習（学習支援ソフト：ミライシード Benesse）を実施しています。

### 出席扱い等の要件

「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（別記2）（元文科初第698号）

不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、当該児童生徒の在籍校の校長は、下記の要件を満たすとともに、その学習活動が、その児童生徒が現在、登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、当該児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合に、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができます。

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- (2) ICT等を活用した学習活動とは、ICT（コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなど）や郵送、FAXなどを利用して提供される学習活動であること
- (3) 訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とし、対面指導は、その児童・生徒に対する学習支援や将来の自立に向けた支援などが定期的かつ継続的に行われるものであること
- (4) 学習活動は、その児童・生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること
- (5) 校長は、その児童・生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、例えば、対面指導に当たっている者から定期的な報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を実施したりするなどして、その状況を十分に把握すること
- (6) ICT等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的にその児童・生徒が学校外の公的機関やフリースクール等において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であり、上記③のとおり、対面指導が適切に行われていることを前提とすること
- (7) 学習活動の成果を評価に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること

### 【取組事例】ビデオ会議システムを活用した学習支援

学校を欠席した子どもが、オンラインで朝の会や教室で行う授業に、自宅から同時に参加できるようにしています。

また、学級担任と子どもがオンライン会議で個別に面談したり、メッセージを送り合ったりして、子どもの状況を確認できます。このような取組が子どもの居場所づくりや学習の機会の確保につながっていきます。



Furano City  
Board of Education

不登校児童生徒支援ガイド  
～子どもたちの社会的自立に向けて私たちができること～

令和4年3月発行

発行者 富良野市教育委員会